

ひたインターネット協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、日田を中心とした地域におけるコンピュータネットワーク及びマルチメディアの技術の普及および技術の向上に努め、インターネットを活用し地域情報化への取り組みを行い、技術研究、研修、講習会、情報交換、併せて会員の相互交流等をもって、地域の教育、文化、福祉、観光、産業、災害対策、環境等の向上に資する。

(名称)

第2条 本会は、ひたインターネット協議会と称する。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を原則として日田市内に置く。

(活動内容)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次のような事業活動を行う。

- 一 地域ネットワークの運用を通じた活動の支援
- 二 研修会、講演会などの開催
- 三 その他、本会の目的達成に必要なこと

第2章 会員

(会員)

第5条 会員は、正会員と賛助会員からなるものとする。また、会員は別途定める会費規定により会費を納入しなければならない。

2 正会員

本協議会の趣旨に賛同した個人が、「ひたインターネット協議会加入申込書」(様式1)により入会申請し、第4章に定める「運営委員会」の承認を得た個人からなるものとする。

3 賛助会員

本協議会に賛助会員を設け、その構成員は団体又は法人とする。但し、第5章に定める「会議」の議決権は一とする。

4 未成年者の入会希望者で、中学生以下の者は「ひたインターネット協議会加入申込書」に、保護者の承諾を得た証として保護者直筆の署名と押印を受けて申し込むことができる。この場合、ひたインターネット協議会は保護者に確認のうえ入会を承認することができる。

未成年者のうち義務教育終了後と認められる年齢の者は、保護者の承諾は不要とする。

(退会規定・資格取消し)

第6条

一、退会は本人(本人死亡の場合は近親者)の申し出によりこれを認める。

会員が、以下の各号に該当する行為を行ったときは、運営委員会の協議を経て会員資格を取り消すものとする。

- 二、 入会時虚偽の申告をした場合
- 三、 他の会員に損害または不利益を与える行為を行った場合
- 四、 他の会員を誹訪中傷する行為を行った場合
- 五、 公序良俗に反する行為があった場合
- 六、 その他、不相当と判断された場合
- 七、 指定期限までに会費が納まらない場合

第3章 役員及び顧問

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員をおく。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名
- ※1 三 監査1名 h29第1回運営委員会にて仮承認、h29総会にて監査2名を1名に改訂承認
- 四 会計1名

(役員を選任)

第8条 会長は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 副会長は、会長が選任し、総会の承認を得る。
- 3 監査は、総会において正会員の中から選任する。
- 4 会計は、会長が選任し、総会の承認を得る。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。
- 3 監査は、本協議会の財産の状況を監査する。
- 4 会計は、本協議会の財産の会計をする。

(役員任期)

第10条 会長の任期は、2年とする。

- 2 その他の役員任期は、2年とする。但し再任は妨げない。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第11条 本会は顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者又は本会に功労のあった者の内から、会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は意見を述べることができる。

第4章 運営会議

(運営会議)

※3 第12条 本会に運営会議をおく。運営会議は、有資格会員により構成する。

ここに言う有資格会員とは、当該年度会費を納入した会員を言う。

- 2 運営会議は、会議出席者の中から議長を選び、運営議長が会議の進行を取り仕切る。
- 4 運営会議は、第4条に定める本会の事業を運営するために必要な事項を審議し決定する。
決定事項は、HIACOO - MLにおいて報告する。

(小委員会および研究会の設置)

第13条 運営会議の委員は、必要に応じて小委員会または研究会を臨時に設置する事を要求できる。

※4 (告知)

運営会議の決定事項や、事務手続き、総会の決定事項、その他の告知業務は、担当部署の責任者がHIACOO - MLにおいて報告、通知する事で、その告知を認めるものとする。

第5章 会議

(総会)

第14条 本会は、2年に1度定期総会を会長が招集し開催する。

なお、必要がある場合は臨時総会を開くことができる。

臨時総会は、会員の4分の1以上の同意により会長が招集する。

- 2 議長は、会長もしくは会長が指名した者が務める。
- 3 議決権は、当該年度の5月末日迄に会費を納入した者に付与される。
- 4 総会は、出席者の過半数(委任状を含む)をもって成立する。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、運営委員会委員長が招集し開催する。

- 2 議長は、運営委員会委員長が務める。

(決議)

第16条 会議の決議は、出席者の過半数の同意で決定する。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

第6章 会計

(予算及び決算)

第17条 本会の収支予算は総会の議決により定める。また、収支決算は年度終了後3ヵ月以内に収支決算書とともに監査役員の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第7章 その他

(細則)

第19条 本規約に定めるもののほか、本会運営に必要な事項があれば会長が別に定め、総会に報告しなければならない。

(規約の変更)

第20条 本規約の変更は、総会において出席者の3分の2以上の議決において決定する。

附則

本規定は、平成11年4月1日から施行する。

本規定は、平成12年6月4日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

本規定は、平成13年6月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

本規定は、平成14年6月22日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

本規定は、平成25年6月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

※1 本規定は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

第7条三 h29第1回運営委員会にて仮承認、h29総会にて監査2名を1名に改訂承認

※2 本規定は、令和元年6月15日から施行し、令和元年6月15日から適用する。

第12条三 R1第2回運営委員会にて仮承認、R1総会にて有資格会員全てを運営委員とするに改訂承認

※3、※4 本規定は、令和元年6月15日から施行し、令和元年7月1日から適用する。

ひたインターネット協議会会費規定

(目的)

第1条 この規定はひたインターネット協議会規約第5条に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

(会費の金額)

第2条 会費の金額は、次の各号のとおりである。

- 一 個人会員 年額2,000円とする。
 - 二 賛助会員 年額4,000円以上とする。
- 2 個人会員で新規入会時の年会費は入会月に応じて別表のとおりとする。

別表

入会月入会月別個人会費

4月	2,000円
5月	2,000円
6月	1,800円
7月	1,600円
8月	1,400円
9月	1,200円
10月	1,000円
11月	800円
12月	600円
1月	400円
2月	200円
3月	0円

(納入期限)

- 3 限定会費については1ヶ月～6ヶ月は1,000円、6ヶ月～12ヶ月は2,000円とする。
 - 4 指定期限までに会費が納まらない場合はひたインターネット協議会が提供するサービスの停止もあり得る。
 - 4 6ヶ月以上会費未納の場合、会が提供するサービスが停止されても不服申し立てできない。
- 第3条 会費は、入会した日から2ヵ月以内、次年度以降は5月末日までに納めるものとする。
- 2 既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

附 則

本規定は、平成11年4月1日から施行する

本規定は、平成14年4月1日から施行する

本規定は、平成25年6月16日から施行する

